

宮崎市体育協会競技別スポーツ教室開催補助金交付事務手続きの手順

教室実施前年度

3月上旬

実施希望届出（競技団体） ※教室の実施を希望する競技団体
実施希望届出書（様式6-1）を提出



3月中旬

実施競技団体仮決定及び補助金上限額の設定（体育協会）
実施希望届出書を審査し実施競技団体の仮決定
実施競技団体数によって補助金の上限額を設定（予算の範囲内で上限5万円）



3月下旬

補助金上限額内示（体育協会）
補助金の上限額を実施競技団体宛に通知



3月下旬以降

施設使用申込み（競技団体） ※市内スポーツ施設の使用を希望する競技団体
各施設における年間調整後の空き状況を確認し、使用施設を申し込む。



教室実施年度

5月上旬

補助金交付申請（競技団体）
交付申請書（様式6-2）、事業計画書（様式6-3）、収支予算書（様式6-4）提出



補助金交付額決定（体育協会）
各競技団体へ補助金交付額決定通知書（様式6-5）送付



施設使用申請（競技団体） ※市内スポーツ施設を使用する競技団体
使用月から2ヶ月前の18日までに施設の使用申請（例：7月10日に施設を使用する場合は、5月18日までに使用施設において申請）



事業実施（7月～2月）



事業終了後
30日以内

実施報告（競技団体）
実績報告書（様式6-6）、実施報告書（様式6-7）、収支決算書（様式6-8）、
その他（領収書、参加者名簿（出席表）、写真、配布資料等）提出



補助金交付額確定（体育協会）
各競技団体へ補助金交付額確定通知書（様式6-9）送付



請求（競技団体）
請求書（様式6-10）提出



補助金の支払い（体育協会）
請求書の提出があった日から、1か月以内に競技団体の口座へ振込み

※補助金交付額決定後に、会場や日程等に変更が生じた際には、速やかに宮崎市体育協会に計画変更を届け出ること。